

長野市農業委員会 第13回総会議事録

- 1 日 時 令和3年2月26日(金)
開始時刻 午前10時00分 終了時刻 午後12時20分
- 2 場 所 講堂(第二庁舎10階)
- 3 出席委員
1番 善財 良治 2番 池田 昌子 3番 青木 保
4番 曾根 信一 5番 田中 章一 6番 岡村 豊
7番 鈴木 洋一 8番 青木 明夫 9番 小林 清男
10番 村田千代春 11番 佐藤 太吉 12番 小滝 愛子
13番 北村 守 14番 中島 清 15番 林部 安壽
16番 羽田 悟 17番 中澤 澄夫 18番 関 正和
21番 酒井 昌之 22番 塚田 厚 23番 和田 修
24番 北原 幸平 25番 北村 正彰
- 4 欠席委員
19番 吉原 俊夫 20番 松田 光平
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 村松 昭 事務局長補佐 竹下今朝光 事務局長補佐 小林 達也
事務局長補佐 川浦 昇 事務局長補佐 竹内 晃仁 係 長 大前 健
係 長 西澤 忠 係 長 曾根 明美 主 事 岡田 悠希
農業政策課
課長補佐 牧野 健一 係 長 小林 博樹 係 長 矢野 正徳
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第111号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて
議案第112号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第113号 農地法第4条の規定による許可申請について
報告第51号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて
議案第114号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第115号 空き家取得者が取得する特定農地の指定について
議案第116号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
報告第55号 市民農園整備促進法第4条の規定による市民農園区域の廃止について
議案第117号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について
議案第118号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による市民農園区域の変更について
議案第119号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第120号 非農地決定について

報告第 52 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 53 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 54 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第 121 号 農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬改訂（案）について
議案第 122 号 長野市農地流動化協力員設置基準の改正（案）について
議案第 123 号 長野市農業委員会農地パトロール実施規程の改正（案）について
報告第 56 号 令和 2 年農地の賃借料情報について

曾根会長代理 第 13 回の総会にご出席いただきましてありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。初めに農業委員会憲章の唱和を行います。お手元に農業委員会憲章をお配りしておりますので、ご起立をお願いします。

私が、長野市農業委員会憲章 1 行目の、「長野市農業委員会」まで申し上げますので、続いてご唱和をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ただいまから第 13 回総会を開催いたします。お手元に総会次第及び資料を用意しておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。本日の総会につきましては、現在の出席委員は在籍委員 25 名中 23 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号 6 番の吉原委員、7 番の松田委員です。

挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いいたします。

青木会長 早朝からご参加いただきましてありがとうございます。今日は午前中会議、午後研修会ということで長丁場になりますけれども、できるだけ肩を張らないようにご参加いただければありがたいと思っております。

「農地のつぶやき」をお配りしておりますので、それに基づいてお話をさせていただきます。日々寒暖の激しい日が続きますが、目に入る太陽の日差しは春の近さを感じさせます。昨年 3 月 2 日にスタートしました第 18 期の農業委員会活動期も 2 年目のスタートに立ちました。思い起こせばコロナで始まりコロナで通した 1 年でしたが、皆さまのご協力によりまして、内部やその関係者からコロナ罹患者の話もなく、胸をなでおろす心境でございます。コロナ禍での多くの活動が制限される一年でした。農業委員や農地利用最適化推進委員とは、各種研修会や会議、そして懇親会等で顔を合わせる機会があるはずでした

が、コロナ感染症の対策で全てがリセットされてしまいました。しかし、この環境は地球上全ての人々が直面している問題で、命を守るために必死に乗り越える活動しております。それでも私ども農業委員会は、役員や事務局の工夫で少しでも明るい活動の雰囲気をつくっていただき、本日まで乗り切ってきました。心から感謝を申し上げます。明日から2年目のスタートとなります。気持ちを新たに、農業委員会の目標に向かって進めていきたいと思っております。

話は変わりますが、2月22日に、新規就農者と市長との懇談会が市長応接室で開催されまして、新規就農者7組8名の方が参加をされました。農業委員会を代表して私も同席をさせていただき、新規就農者の皆さんの自己紹介と、現在取り組んでいただいております営農状況を報告していただきました。営農している地区へ貢献したいという新規就農者のお話に対し、加藤市長からは、「農業は将来性のある分野である。就農人口は減っているが生産額は上昇している。また、長野市もスマート農業に力を入れていきたいので、このつながりを大事にして頑張ってもらいたい。」という激励のメッセージと記念品を送らせていただきました。私からは、「就農する中で農地や農業の諸課題の相談窓口として、農業委員会の組織、67名の農業委員・推進委員がおられるので、ぜひとも活用いただきたい。」というようなことを紹介させていただきました。

12月から各調査会で実施しております農家相談会も、今月はピークを迎えております。特に新規就農者の相談件数が一番多い時期になると思っております。今月8日に、長野市農政課が主催する今年度後期の新規就農者支援制度を活用しております、対象者の面接が行われました。現在、長野市には、国の支援を受けて就農を開始する農業次世代人材投資事業の制度適用者が28名おられます。また、長野市単独の事業であります親元就農者支援事業の適用者は18名の方がおられます。この面接は、それぞれの営農計画に基づき、実績と課題についてご本人からプレゼンテーションをしていただき、内容の確認と評価、そして、フォローが主な内容であります。ここでは例えば、いわゆる確定申告の指標など全部出してもらいまして、実際にどういった営農計画・営農実態になるかというようなことも全部私どもでチェックさせていただきまして、その場でABCの評価を付けます。Aの場合は隔年の面接、Bの場合は毎年面接、Cの場合は資格停止処分と厳しいルールですが、それを一名一名、面接をしてチェックをするということでもあります。春と秋の2回に分けてやりますが、相当厳しい、当然ですよ。税金で

すから。皆さんの貴重な税金を使っただけの支援事業ですから、そんなことも私どもはこういった形で面接をさせていただいているというところをご理解いただけたら結構です。裏面をご覧ください。面接をする中で、就農者によって結構大きな幅があるなと思います。中には独立大丈夫かなという心配な対象者もおられることは事実です。日常は県農業農村支援センター、いわゆる改良普及センターの職員と、該当するJAの営農関係の方がペアになって、一人一人の経営や技術面をサポートするんですけども、正直言いまして対象者が多いということもありますし、それから該当する職員も忙しいということがあって、必ずしも十分とは言えないというのが現状かと思えます。一方、令和元年に長野県は、里親研修を修了した生徒194名を対象に、困ったときの相談窓口のアンケートを実施しましたところ、地元農業委員に相談したと答えた研修生がほとんどおりませんでした。多くは近隣の農家や里親に頼っており、農地の紹介などを得意とする地元農業委員や最適化推進委員の存在価値が問われる結果が出ておりました。これは、私も県の結構、この辺の話はしておりますけども、これから私たちが加わることで研修生の地域密着度が増すのではないかなと感じております。今後の研究課題だと思っております。

話変わりますけども、本日の会議のメインの一つであります農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬の改定の議案でございます。既に、各地区調査会で説明させていただき、意見も出していただきましたので、今日、この場で議論して方向付けをしていただければいいかなと思っておりますが、国・県としても、人・農地プランの実質化制度を一步でも前進させたいという気持ち、それから継続して取り組める環境づくりに市長部局が踏み込んだ結果の内容だと思っております。既に私たちは、去年の春から担い手への農地の集積集約活動や、遊休農地の発生防止解消活動、そして新規就農者の新規参入の促進事業に活動範囲を広げて実績を出しておりますが、それを記録としてきちんと残し、対価として受け取ることが、今回の事案というふうに私は理解しております。いずれにしても決定は議会で行われる予定ですので、本日、農業委員会としての意思決定をしていただければありがたいと思っております。

また、2月2日開催の長野市農業振興審議会で、加藤市長から、現在の長野市の農業振興条例の骨格である第二期長野市農業振興アクションプランの作成について諮問が出されています。来年から第二期の農業アクションプランを作って、それに基づいて5年間やっていくという内容です。農業委員会をはじ

め、各種の団体からなる代表者で審議会が構成されておりまして、当委員会からは関北部調査会長と池田昌子委員、それと私が審議会長として参画しております。長野市農政の施策を総合的かつ計画的に支援する羅針盤でありますので、委員会としても時間をかけて議論し、当委員会としての声もきちっと反映させていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

最後に、コロナ禍での地域懇談会を開催しての人・農地プランの実質化の話し合いがいよいよ大詰めといたしますか、おかげさまで無事終わりました。昨年春にスタートしました地域のアンケート等を含めた懇談会は、市内 32 地区でのプランの中身が出来上がり、3月に長野市全体で活動内容の集約と確認をするステージを迎えることができました。コロナ禍の中で、それぞれが集会を開いていただいたり、地域の皆さんの声を吸い上げていただきまして、本当にありがとうございました。窓口は農業政策課ですけども、現場の実質的な動きは農業委員、最適化推進委員の旗振りがこういう結果になったと、私自身は思っております。出された中身につきましては、それぞれ地区の特徴を反映した味になっておりますけども、まずは第一歩が踏み出されるということは非常に大きいことだと私は評価しております。今後、このプランをベースに、いわゆるPCDA、プラン、ドゥー、チェック、アクションですね。これを地道に回すことだと思います。一応、プランも出来ましたので、次のステップはドゥーですね。行動に移すという内容になりますので、改めて気を引き締めて活動をお願いしたいと思います。

以上、申し上げましたけども、2月の1カ月間でこういったことがありましたので、皆さま方にご報告申し上げ、同じ共通認識を持ちたいということでお話させていただきました。よろしく申し上げます。

曾根会長代理 青木会長、ありがとうございました。

続きまして、事務局から挨拶及び報告を、村松事務局長より申し上げます。

村松事務局長 おはようございます。本日、ご多用中、第13回総会にご出席を賜りましてありがとうございます。それでは、報告を含めましてご挨拶を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスの感染状況ですが、市内では大分落ち着いておりますけれども、現在累計で441人、入院患者等は0でございます。2月に入りまして3人ということで落ち着いているわけですが、県内の状況も2,359人、入院患者は11人で、残念ながらお亡くなりになられた方は41名ということです。国の緊急事態宣言も継続中ではございますが、関西中京

圏の5府県は今月末に解除というような決定もされるかと思
いますけれども、引き続き、基本予防策の徹底についてはよろ
しくお願ひしたいと思ひます。

次に、令和3年度の長野市一般会計の予算についてですが、
総額は1,552億8千万円余りということで、前年度対比11.0%、
事業規模では過去5番目の予算ということです。なお、3月補
正の14億5千万円を加えると、実質1,567億3千万円余りに
なろうかと思ひます。このうちコロナ対策関連でワクチン接種
が20億円ほど含まれておりますけど70億円余り。それから東
日本の台風災害関連が、豊野に建設する災害公営住宅整備17億
5千万円を含む51億6千万円。スマート農業の推進1,200万
円、含めますと長期戦略2040関連事業ということで6億5千
万円。それから、来春開催されます善光寺御開帳事業1億円を
含みます町の賑わい創出事業ということで39億円余り。その
他、その中には会長の地元の若穂のスマートインター整備とい
うことで2億3千万円ほども含まれております。農業委員会を
含めました農林業全体では21億5千万円、それから、農林施設
の災害復旧費16億2千万円を含めると、合計で37億7千万
円という予算でございます。主な新規事業として、農林業関係
ですけど、スマート農業の推進ということで1,200万円。それ
から農福連携推進事業ということで、障害者と農業との関係で
すが、その推進事業が248万円余り。農業体験受け入れ事業で
150万円余り。それから林業の関係ですが、フォレストワーカ
ー育成事業ということで50万円。あと、ジビエの振興事業拡大
としまして1,133万円余り。災害関連で排水機場の復旧とい
うことで15億円余り。それから、被災地区の農地対策の補助金
ということで365万円余りで、農産物の災害経営支援利子補給金
257万円等が含まれております。

農業委員会の予算につきましては、総額1億6,883万円余り
ということで、前年度対比694万9,000円増ということですが、
先ほど会長挨拶からもありましたように、農業委員・推進委員
の報酬の一部改正が含まれておりますので、それが主な増加に
なっております。なお、本予算につきましては、昨日開会し
ました3月22日までの3月定例議会の中で議案上程されまし
て、各委員会の中で審議される予定になっておりますので、よ
ろしくお願ひします。

話は変わりますけど、押印廃止の件ですけども、長野市でも
押印廃止が、国と歩調を合わせて様々な申請書の押印廃止に向
けて準備を進めているところでございまして、農業委員会の申
請書につきましても、新年度から全て押印を廃止する予定でご

ざいます。

それから、18期農業委員さんは、明日から2年目のスタートということでございますけれども、本年度の農業委員会の活動主な目標と実績見込みですが、農地の集約化、それから農業経営の新規参入、それから遊休農地の解消と、三つの大きな柱あるんですが、全ての項目におきまして目標値を上回る予定となっておりますので、3月末に決定次第お知らせをさせていただきます。

最後になりますけれども、農作業の死亡事故者数が年間全国で300人前後という状況から、この事故を減らすために、来月から5月末の3カ月間、令和3年度農作業安全確認運動というのが始まります。もう農作業も始まっておりますけれども、圃場までの交通事故を含めて、安全運転・安全作業をお願い申し上げます。

本日の議事事項は農地法の許可案件、それから委員報酬の改定等、議案報告案件が19件ございますので、慎重審議をお願い申し上げます。また、午後は推進委員を含めた全体研修を予定しております。1日長丁場となりますが、よろしく願いいたします。

曾根会長代理 続きます、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、青木会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長 規定によりまして議長を務めさせていただきます。着座にて進行させていただきますので、ご了承いただきたいと思ます。

最初に議事署名人の指名を行います。議席番号25番 北村正彰委員と、議席番号4番 曾根信一委員をお願いします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。事前にこの規定に該当するとの申し出はありませんでしたが、ここで再確認をいたします。本日の議案案件の中に、委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっております方がございましたらお申し出ください。

【該当者なし】

議長 特にございませんね。確認させていただきました。

次に、議案訂正の報告をお願いいたします。農地法等に関わる事項につきまして、事務局よりお願いします。

事務局 西澤係長 本総会での議案の新たな訂正はございませんが、各地区調査会で報告させていただきました議案の訂正内容につきまして、議案番号などが変更になっていることもございますので、再度ご確認いただくため、改めて報告させていただきます。調査会でお配りしました訂正票や議案書本冊をご覧くださいながら、ご確認をお願いいたします。

まず、議案書本冊 1 枚目の目次のページです。議案第 117 号 市民農園整備促進法第 4 条の規定による市民農園区域の廃止について が報告案件に移るため削除となります。このため、以下の 121 号までの議案番号が順次繰り上げとなります。そして、報告案件として、報告第 55 号 市民農園整備促進法第 4 条の規定による市民農園区域の廃止について が追加となります。地区調査会では、本冊 1 枚目の差し替えページと、追加する報告第 55 号の 37 ページをお配りしておりますので確認をお願いします。従いまして、本冊の 17 ページが削除されましたので、本冊 19 ページが議案第 117 号になり、本冊 21 ページが議案第 118 号になります。続きまして、議案書本冊の 15 ページをご覧ください。議案第 116 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の訂正です。中ほどの申請地の欄であります、檀田 2 丁目●●番● (田 416 m²のうち、358.49 m²) が、檀田 2 丁目●●番● (田 416 m² (持分 20 万 4937 分の 17 万 6606)) になり、その下の、計 645.49 が 703.00 となります。また、一番右側の特例適用農地等面積欄も、645.49 が 703.00 となります。続きまして、本冊 19 ページをお願いします。議案第 117 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認申請の訂正ですが、議案番号が繰り上がって 117 号となっております。内容では、事業対象地欄の一番右側、土地所有者氏名欄の一番上にあります長野市が、長野市 (条件付き所有権移転仮登記) という表記になります。

各地区調査会で報告させていただきました議案訂正につきましては以上です。

議長 長 ただいま、議案訂正の説明をいただきました。

それでは、議事に入らせていただきます。農地法等に関する事項についての審議を行います。最初に議案第 111 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 初めに本日の資料ですが、農地法の議案の本冊の他に、農振除外に係る意見聴取の別冊 1 と、非農地決定の別冊 2 がございますので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、議案第 111 号 農地法第 3 条の規定による許可の

取り消しについて、ご説明申し上げます。第13回総会農地法等議案の1ページをご覧ください。番号1番の1件です。昨年12月25日開催の第11回総会の第3条許可申請の案件でして、同日付で許可となったものでございます。右側の理由欄をご覧ください。譲受人、譲渡人の両者から、申請理由に誤りがあったため、令和3年2月8日付で許可取消願が提出されており、許可の取り消しについてご決定をいただくものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま、事務局からご説明がありました。本事案は長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。

それでは1番について、中部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

北村地区調査会長 所有権移転としまして3条許可をいただいたんですけども、申請者の間違いで、本来は2筆が所有権移転、1筆が賃貸借権の設定ということでありましたので、ここで一旦取り消しをさせていただいて、その後に、正しい形で申請されたいということなんです。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので採決を行います。議案第111号について、許可を取り消すことに賛成の方の挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成の確認ができましたので、議案第111号は原案のとおり可決をいたしました。

続きまして、議案第112号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第112号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。議案の3ページをご覧ください。番号1番から6ページの14番までの14件でして、内容は所有権移転案件が12件、賃貸借権設定案件が2件となります。なお、1ページの3番は備考欄に記載のとおり、空き家に付随する特定農地として、本年1月29日の総会で、空き家取得者が取得する特定農地の指定についてご決定いただいたものです。

また、2ページの6番、7番、8番、3ページの9番の計4件は、受人2名の農家創設案件です。このうち6番、7番は先ほどご決定いただきました許可の取り消しに係る再申請でご

ざいます。申請案件の内容につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、別段面積に達しない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない要件について確認したところ該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありました。それでは、1番から14番につきまして、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに、北部地区調査会長から1番から3番、お願いします。

関 地区調査会長 　　番号1番から3番の3件につきましては、地域との調和要件等、支障が生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断いたしました。

議 長 　　続きまして、西部地区調査会長から4番、5番、お願いします。

岡村地区調査会長 　　番号4番、5番の案件ですが、調査会で検討した結果、許可条件に適合しており問題ないと判断をいたしました。

議 長 　　続きまして、中部地区調査会長から6番から10番、お願いします。

北村地区調査会長 　　番号6番、7番は、先ほど取り消しさせていただいた件の正しい移転であります。8番、9番は農家創設ということで、営農計画等をお聞きしましたが、非常にしっかりした方で期待が持てるということで問題ないと思います。10番は、許可条件に適合しており問題ありません。

議 長 　　続きまして、東部地区調査会長から11番から14番、お願いします。

北村地区調査会長 　　番号11番、12番は農家創設案件です。土地の持ち主の方は千葉県在住ということで、いつも来ていて栽培をしていたんですが、コロナ関係で来ることが出来なくなったため所有権を移転するということです。13番は、兄から弟に贈与という形で畑を渡したということです。14番も贈与ということです。許可条件に適合しておりまして問題はありません。

議 長 　　これより質疑に入らせていただきます。ただいまの事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてをお願いします。

【質疑なし】

議 長 　　それでは採決に入ります。議案第112号につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成と確認させていただきましたので、議案第 112 号は全て許可と決定いたしました。

続きまして、議案第 113 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第 113 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明申し上げます。議案の 7 ページをご覧ください。番号 1 番から 8 ページの 5 番の 5 件です。1 番は、住宅敷地を拡張して駐車場を設置する転用案件です。2 番は、住宅敷地を拡張して家庭菜園を設置する転用案件です。3 番は、住宅敷地を拡張して住宅用通路を設置する転用案件です。8 ページをご覧ください。4 番は、農業用倉庫と進入路を設置する転用案件です。建物の面積に対して転用面積が大きくなっておりませんが、これは建物までの接道が長いからです。5 番は、庭、駐車場、通路を設置する転用案件ですが、備考欄に記載のとおり農地法第 5 条の 10 番と同時申請されたもので関連議案となっております。その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。ご審議のほど、お願い申し上げます。

なお、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき県に進達いたしました 1 件の案件につきましては許可済みとなっておりますので、ご報告いたします。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。それでは 1 番から 5 番につきまして、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに中部地区調査会長から 1 番お願いします。

北村地区調査会長 番号 1 番ですけれども、自宅敷地を拡張して駐車場にすることです。土地は水はけが悪く耕作に向かない小さな土地で周辺の営農条件に支障が生じる恐れはないため、許可相当と判断いたしました。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から 2 番と 3 番、お願いします。

村田地区調査会長 番号 2 番、3 番は、いずれも住宅敷地の拡張ということです。地区調査会で検討した結果、許可要件に適合しているため問題ないと判断しました。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から 4 番と 5 番、お願いします。

北村地区調査会長 番号 4 番につきましては、農業倉庫と進入路ということで、この方は大きな土地を借りているんですが、一番奥に倉庫を造

るということで進入路が長くなってしまったという案件です。5番は、5条とも関係しますが、自分の農地を通路の設定とか駐車場に変更するという案件です。許可条件に適合しており、特に問題ないと考えております。

議 長 これより質疑に入ります。なお、事務局から説明がありましたとおり、5番は農地法第5条の許可申請との関係がございますので、後ほど別に質疑、採決を行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

【異議なし】

議 長 異議なしということですので、5番を除きまして、事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので、採決を行います。議案第113号のうち5番を除き、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、議案第113号は5番を除き、全て許可相当と決定いたしました。

続きまして、農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて説明申し上げます。本件は報告案件ですが、議案第113号の農地法第5条の規定による許可申請についてに関連いたしますので、先に報告をさせていただくものです。

議案の23ページをご覧ください。番号1番の1件は、先月の第12回総会で許可相当と決定し県に意見書を提出した農家分家住宅の建築案件でございます。右側の理由欄をご覧ください。譲受人より取り下げ願が提出されたためとなっておりますが、農家分家の資格を有する者が譲受人の妻であることから、譲受人の要件を満たさないことが判明したため取り下げられたものでして、これを受理しておりますので、ご報告申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 意見がないようです。報告案件ですので、ご了承をお願いします。

続きまして、議案第114号 農地法第5条の規定による許可

申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐

議案第 114 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、説明申し上げます。議案の 9 ページをご覧ください。番号 1 番から 11 ページの 10 番までの 10 件です。1 番は、農家分家住宅を建築する転用案件です。先ほど農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて報告申し上げました件の再申請となります。2 番は、会社の事務所を建築する転用案件です。3 番は、太陽光発電施設を設置する転用案件です。4 番は、刈り取ったソバの乾燥施設を設置する転用案件です。10 ページをご覧ください。5 番は、住宅敷地を拡張して倉庫、事務所、駐車場を設置する転用案件です。6 番は、住宅を建築する転用案件です。7 番は、住宅敷地を拡張する転用案件です。8 番は、住宅を建築する転用案件です。11 ページをご覧ください。9 番は、農業後継者住宅建築の転用案件です。10 番は、庭、駐車場、通路を設置する転用案件で、備考欄に記載のとおり、先ほど説明いたしました農地法第 4 条の 5 番と関連議案となっております。また、1 番、6 番、8 番は備考欄に開発許可の記載がございます。市街化調整区域において宅地造成や建物建築のような開発行為を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用の許可の事務は並行して進められ、農地転用許可制度の運用において他法令による許可等が受けられる見込みがない場合は、農地転用許可はされません。従いまして、開発許可と記載のあるものは、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。

以上、説明申し上げました申請案件の、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。ご審議のほど、お願い申し上げます。

なお、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に進達いたしました 8 件の案件は、全て許可済みとなっておりますのでご報告いたします。

議

長

ただいま、事務局から説明がありました。それでは 1 番から 12 番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1 番、お願いします。

関 地区調査会長

先ほど、報告案件の 51 号で取り下げがあり再申請したものです。地域との周辺農地の営農条件等、支障が生じる恐れがないと言っておられるため、北部調査会では許可相当と判断いたしました。

- 議 長 続きますして、西部地区調査会長から2番から5番、お願いします。
岡村地区調査会長 今、説明ありましたように、番号2番、3番、4番、5番の案件は許可条件に適合しており、問題ないと判断をいたしました。
- 議 長 続きますして、中部地区調査会長から6番、お願いします。
北村地区調査会長 番号6番は、親の住宅の前に子どもが住宅を造って農業をサポートしたいというものでして、周辺農地の営農条件に支障がないと認められるので、許可相当と判断をいたしました。
- 議 長 続きますして、南部地区調査会長から7番から9番、お願いします。
村田地区調査会長 番号7番、8番、9番は、地区調査会で検討した結果、いずれも許可要件に適合しているため、問題ないと判断しました。
- 議 長 続きますして、東部地区調査会長から10番、お願いします。
北村地区調査会長 番号10番につきまして、先ほど説明した4条の他に、このお宅は道路の北側から進入路があったのですが、それを売却しまして、今度は南側の道路から入るということで、通路と駐車場と庭という部分を含めて所有権移転ということで整備するものです。4条と含めて許可条件に適合しておりまして、問題はないと考えております。
- 議 長 これより質疑に入ります。なお、事務局から説明がありましたとおり、10番は農地法第4条の許可申請と関係がありますので、後ほど別に質疑、採決を行いたいと思います。それでは10番を除き、事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。
- 議 長 **【質疑なし】**
意見がないようですので、採決に移ります。10番を除く議案第114号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 **【全員挙手】**
全員の賛成を確認させていただきました。よって議案第114号は、10番を除き全てを許可相当と決定いたしました。
続きますして、先ほど採決を保留しました議案第113号の農地法第4条の規定による許可申請についての番号5番と、議案第114号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号10番について、先ほどの事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。
- 議 長 **【質疑なし】**
ないようですので、採決に入ります。議案第113号の番号5番と、議案第114号の番号10番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長

全員の賛成を確認させていただきました。

よって、議案第 113 号の番号 5 番と、議案第 114 号の番号 10 番は原案のとおり決定し、従いまして、議案第 113 号と議案第 114 号は、全て許可相当と決定いたしましたので、申請書に意見を添付して県知事に進達いたします。

続きまして、議案第 115 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐

議案第 115 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について、説明申し上げます。議案の 13 ページをご覧ください。番号 1 番、2 番の 2 件でして、長野市空き家バンクと市長が適当と認める団体が運営するものに登録された空き家に付随した特定農地の指定でございます。

1 番は、長野市七二会にある空き家に付随する畑 3 筆、計 891 m²の農地で、いずれも道路を挟んで地続きにある農地です。2 番は、長野市中条住良木にある空き家に付随する面積 201 m²の畑 1 筆です。これらの農地は長野市空き家取得者が取得する特定農地に係る別段の面積に関する要綱の基準である、市街化区域以外の農地であること、その区域の全部または一部が遊休農地又は耕作が可能な農地であること、所有者又はその相続人による農地の維持管理及び農作物等の栽培が行われる見込みがないこと、集団的な農地利用、農作業の共同化、その他周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないこと、空き家と農地の所有者が同一であること、農地の権利設定がないことの要件を全て満たしておりますので、空き家に付随した農地の指定について、ご決定いただくものでございます。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明がありました。それでは 1 番、2 番につきまして、西部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

岡村地区調査会長

事務局から説明がありましたように、この 2 件は長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定に適合しており、問題ないと判断いたしました。

議 長

これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言がある方は挙手をしてをお願いします。

【質疑なし】

議 長

質問等がありませんので、採決に移ります。議案第 115 号を特定農地の基準を満たすものとして、原案のとおり空き家に付随する特定農地として指定することに賛成の方の挙手を求め

ます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、議案第 115 号は全て原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第 116 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第 116 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について説明申し上げます。

15 ページをご覧ください。相続した農地で引き続き農業をしていく場合、一定の要件の下、相続税の全部または一部の納税が猶予される制度でございます。この制度を利用して税務署へ申告をするためには、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が必要となります。特例を受けるための主な要件として、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、相続人は、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人であることです。今月は 1 件ですが、その適格者であるかご決定をいただくものでございます。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。それでは 1 番につきまして、北部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

関 地区調査会長 農地を継続して耕作しており、適格者証明できると判断いたしました。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決に入ります。議案第 116 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、議案第 116 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 117 号 特定農地貸付けに関する農場等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認申請について ですが、議事の進行上、報告第 55 号 市民農園整備促進法第 4 条の規定による市民農園区域の廃止について を先に議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いします。

農 業 政 策 課 報告第 55 号について、ご説明申し上げます。市民農園整備促進法第 4 条の規定による市民農園区域の廃止についてです。こ
牧 野 補 佐

のたび報告するものは、若槻東条にあります蚊里田市民農園区域の廃止についてで、本件については、市議会の令和2年12月定例会で条例改正が可決されておりますが、区域の廃止について報告するものであります。

蚊里田市民農園は平成6年4月に開設し、園地は個人2名からの賃借地と市有地となっております。区域は全体で76区画あり、利用率は100%です。このたび1名の地権者から返還要請を受け、当該地の返還に伴い駐車場や建物を撤去し農地に復旧する必要があり、農園の他、法の定める駐車場、トイレ、休憩施設などの付帯施設といった市民農園の要件を満たさなくなるため、市民農園を廃止することに伴い市民農園区域を廃止するものです。返還要請以外の土地については、引き続き野菜づくりを通して食や農への理解が深まる場となるように、特定農地貸付の制度を利用し、若槻地区住民自治協議会が設立母体となった一般社団法人コミわかグリーン倶楽部が開設する「コミわか農園」として、引き続き利用する予定でおります。説明は以上となります。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの農業政策課の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 質問がないようですので、報告案件でございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第117号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請についてを議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いします。

農業政策課 議案第117号について、ご説明申し上げます。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請についてです。本件は、若槻地区住民自治協議会が設立母体となった一般社団法人コミわかグリーン倶楽部が新たに開設する市民菜園について、承認をお願いするものです。このたび新たに3カ所で開設することとしており、このうちの1カ所は、先ほどご説明しました蚊里田市民農園であった場所の一部を利用するもの、その他2カ所は、若槻地区内の新たな場所を利用するものであります。こうした取り組みは、農地の有効利用や、住民の食や農への関心の醸成に役立つものであると考えております。コミわかグリーン倶楽部では、これまで独自に市民菜園を開設しており、利用者の募集や抽選、農園の管理などで実績があることから、今後も堅実な運営ができると考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議 長 　　ただいま、農業政策課より説明がありました。それでは、北部地区調査会長から、検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。
- 関 地区調査会長 　　ただいま説明ありましたように、若槻地区の非常に大きな市民農園で希望者も多く、耕作していて良かったという声が非常に多かったわけでございます。蚊里田市民農園が廃止になるということは非常に残念だという声が多かったということで廃止は残念ですが、再度、承認申請が上がってきたとおり、この農地についてはぜひ市民に有効に利用していただきたいと思います。実際、申請者である一般社団法人コミわかグリーン倶楽部は、長野市等と特定農地貸付に関する貸付協定を締結して農地貸付規定に基づき運営をしており、平成 25 年度から実績がありまして、周辺地域に支障を及ぼさないよう借受人への指導も適切に行われているということで、承認できると地区調査会では判断いたしました。
- 議 長 　　これより質疑に入ります。ただいまの農業政策課の説明及び北部地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 鈴 木 委 員 　　これまで蚊里田の農園については 100%の使用率だったというお話があり、議会でも、今まで利用されていた方々に対するその後のフォローなり、これまでと同様の市民菜園の活用というか、今まで使われていた方々がどのような状況になっているのか教えてください。
- 農 業 政 策 課
牧 野 補 佐 　　蚊里田市民農園を利用いただいていた市民の皆さま全員に対してアンケートを実施しました。その結果、利用を希望する方もいらっしゃいましたので、そういった方も含めまして、長野市の所有する市民農園また、コミわかグリーン倶楽部ほかが開設しております市民菜園の募集状況など、全ての方を対象に案内しております。合わせて、今回申請しておりますコミわかグリーン倶楽部ですが、空き区画のある市民菜園、また新たに設置するところも募集しているということを2度にわたって案内しております。コミわかグリーン倶楽部の市民菜園につきましては、今月末を期限として募集しておりますので、その結果、また開設者と連絡を取りながら、状況などの把握に努めてまいりたいと思っております。
- 酒 井 委 員 　　確認です。一般社団法人コミわかグリーン倶楽部が運営しているのは市民農園でなく市民菜園だと思うんですが、この規模は全体でどのくらいですか
- 農 業 政 策 課
牧 野 補 佐 　　昨年度末時点で全体で 16 カ所、区画数で 176 区画があります。面積としますと、使っているところが 1.7 町歩ほどの面積

となります。

酒井委員
農業政策課
牧野補佐
議長

1㎡当たりの利用料は幾らですか。
場所により異なります。高いところで85円、安いところで55円を設定しております。

それでは質問がないようですので、ここで打ち切りまして採決に入ります。議案第117号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

【挙手多数】

議長

賛成多数ですので、議案第117号を原案のとおり決定し、長野市長に承認書を提出いたします。

続きまして、議案第118号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による市民農園区域の変更についてを議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いします。

農業政策課
矢野係長

議案第118号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による市民農園區画の変更について、ご説明させていただきます。現在、特定農地貸付を行っている戸隠体験市民農園の一部を除外し、市民農園の面積を変更することについて、長野市農業委員会の承認をお願いするものでございます。戸隠体験市民農園は、市民の農地に対する理解を深めてもらうとともに、都市との交流の機会を創造するために平成9年4月に開設しました。現在、17,527㎡の敷地に、貸出用の農園123区画を整備しております。今回、山林の近くにあり、日当たりが悪く作物の栽培に適さない2筆、農園17区画を除外するものでございます。除外後予定する2筆につきましては、現在、利用者がいないため草刈りなど通年管理を行っており、市民農園の運営上、負担が大きい状況となっていることから、この施設の指定管理者と協議を行いまして除外することといたしました。除外する土地の後利用につきましては、戸隠地域で生産が盛んであるソバ栽培に使われる予定であります。

以上、ご説明させていただきましたとおり、市民農園區画の変更を行い、農地を有効活用する推進をするものであります。ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長

ただいま、農業政策課より説明がありました。それでは、西部地区調査会長から検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

岡村地区調査会長

農業政策課から説明いただいたとおり、日当たり等の立地条件の悪い場所がありまして、そこに戸隠で一番盛んなソバを耕作していきたいということで、市民農園の区域の変更の提案です。調査会で検討した結果、問題ないと判断いたしました。

議 長 それではこれから質疑に入ります。ただいまの農業政策課の説明及び西部地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

塚 田 委 員 先日、調査会で説明いただき、そのときにお聞きするのを忘れていたことを思い出して質問させていただきますが、現在の利用率が50%ということで、現在使われていない区画、これに関してはずっと使われていないのか、それともたまにはそこを使う、あるいは今年は使わないというような流動的な形で利用されていないのか、その辺お聞きしたいと思います。

農 業 政 策 課 現在の利用状況が約50%ということで、123区画ありまして、半分が使われてない状況です。以前は7割とか8割使われていましたが大分減ってきてしまっている部分はあります。これにつきましては、初め利用するときに好きな場所を選んでいただくのですが、徐々に条件の悪い所は利用者が減ってきている状況で、条件の良い所につきましては引き続き使っていただいている方もいるのですが、どうしても条件が悪い所については減ってきており、長年使われている方もいますし、新規で使われる方もいます。ただ、新規の方も条件の良い所を使っているということで、どうしても今回除外するところは利用者なしという状況でありまして、数年草刈り管理などを行うということで農地としての有効活用ができていない部分でありまして、約20aにつきましては、まとまった2筆になっておりますので、別の方がソバの栽培に使うということで農地の有効活用を図っていきたいというお話がありましたので、そのような形でお願いするというところでございます。

塚 田 委 員 農地利用状況調査等で、この農園の周りは概ね100%有効活用されていて、荒廃している農地はあまり見受けられない所であると思います。市民農園ということで管理等はきちんとされているということは承知しておりますけれども、有効活用という点で、農地として利用されていないということであれば、この市民農園であっても有的な活用という意味で、今後もし使われてない所が長く続くということであれば、それはやはりこういった形で有効活用という点で、栽培が盛んなソバとかに変えていくということも非常に大事じゃないかなと思いますので、今後、またよく注視して見ていきたいと思っておりますし、その辺り、管理の方によろしくお願ひしたいと思っております。

農 業 政 策 課 委員のお話のとおり、やはり農地というのは活用して、生かしていくことが重要と考えております。今回、まとまった所を除外させていただくんですけども、他の空いている場所につきましても、ソバ等の栽培なども含めて有効活用できるような形

で取り組みながら、さらに利用者の募集で利用率を上げていくということに力入れていきたいと考えておりますので、また現状を見ながら対応を考えていきたいと考えています。

鈴木委員 今、利用率が50%ですが、この農地を外すことによって、どの程度上がりますか？

農業政策課 約1割上がる予定です。

矢野係長

それでは意見が出尽くしたようですので、採決に移りたいと思います。議案第118号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の確認ができましたので、議案第118号を原案のとおり決定し、長野市長に承認書を提出いたします。

続きまして、議案第119号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

農業政策課 お手元の資料、13回農業委員会総会議案農振除外等に係る意見聴取についてで説明いたします。資料の1ページをお願いします。今回の農業振興地域整備計画の変更は、令和1年1月末締めで受け付けたもので、農振除外が8件ございます。

2ページですが、除外番号1、事業計画者は●●、土地所有者は●●さん、除外申出地は村山●●、地目は田、事業計画内容は駐車場で、除外面積は1,351㎡。善光寺平土地改良区と長野平土地改良区の受益地で、県営かんがい排水事業が平成24年度に完了しているため、今年度まで土地改良事業8年未経過地となっておりますが、今後の事前協議の公告が令和3年度以降になるため、今回申し出できるというものです。左下の農地法は1種農地ですが既存施設の拡張で転用見込みあり、開発許可は建築物がないため許可不要となっております。また、除外5要件は全て満たしている状況です。説明ですが、転用事業者は組合員へ食品等の物資を配達する業務を行っており、本配送センターは長野市北部及びその周辺への配送を行っている。従業員が127名いるが、駐車場が現在、配送センター隣地に81台、300mほど離れた2カ所に36台、配送センター敷地内通路に10台駐車している状況で、特に離れた駐車場は国道を横断する位置にあり、また、敷地内は配送車の運行に支障があり、安全面を考慮し、配送センター隣接地に46台分の駐車場を整備したいということです。ちなみに既存施設は9,484㎡ほどあります。3ページの中央の斜線が引いてある部分が申出地の位置図です。4ページの右上に配送センターがあります。隣地の81台

が、その東側になります。アップルラインを挟んだ西側から配送センターまで来るとき国道を渡ったり、距離があるので特に夜間とか危ないということです。配送センターの下に太く 46 台と囲っている場所が、今回の申し出箇所になります。5 ページが現在の配送センター敷地内で、10 台を無理矢理停めている状況で配送車に支障があるということです。6 ページが新設する 46 台分の駐車場で、路盤は砕石敷きで計画していますので、参考にご覧ください。

7 ページの除外番号 2、事業計画者は●●さん、土地所有者は●●さん、除外申出地は豊野町豊野●●、地目は畑、事業計画内容は駐車場、車庫及び倉庫の追認です。除外面積は 315 m²。土地改良区の受益地ではなく土地改良事業の実施はありません。農地法は 1 種農地ですが集落接続で見込みあり、開発許可は都市計画区域外のため許可不要となっております。また、除外 5 要件は全て満たしている状況です。一番下の説明ですが、転用事業者は車を 4 台所有しており、自宅隣を駐車場、車庫及びタイヤ・工具等の倉庫として利用しているが農用地区域の変更が必要という認識がなかったため、今回改めて申し出するものです。8 ページの中ほどの斜線を引いてある部分が申出地の位置図、9 ページの太枠で囲ってある部分が今回の申出地で、その配置図です。車が置いてあったり、カーブボードがあったり、倉庫があったりと、このような配置で現在利用しているという状況です。10 ページは現況の写真ですので、参考にご覧いただきたいと思います。

11 ページ、除外番号 3 ですが、事業計画者は社会福祉法人●●●、土地所有者は●●さん外 3 名、除外申出地は屋島●●外 3 筆、事業計画内容は駐車場及び寮庭で、除外面積 1,059 m²。善光寺平土地改良区と長野平土地改良区の受益地で、県営かんがい排水事業が平成 24 年度に完了しているため、今年度まで 8 年未経過となっておりますが、今後の事前協議の公告が令和 3 年度以降になるため今回申し出できるもので、先ほどと同じ条件です。また、除外 5 要件は全て満たしている状況です。説明ですが、事業計画者は児童養護施設と児童発達支援施設の経営をしており、昨年、児童養護施設●●の寮庭に児童発達支援施設及びスタッフの駐車場を建設したことにより寮庭が狭くなったため、児童の運動スペースの確保と安全性を考慮して、施設を拡張して寮庭と駐車場を建設したいというものです。なお、既存施設から道路を横断した場所を駐車場として借用しているものも、安全を考慮して隣接地である本申出地に変更したいというものです。既存施設は 3,590 m²。今回の申出地は 1,059

m²です。2 ページの真ん中の斜線の部分が申出地の位置図で、1 筆斜線がない部分がありますが、こちらは地主と交渉が出来なかったということで、ここを避けて除外をして施設を建設したいというものです。13 ページが現況の図面です。右上の細かい斜線のところが児童発達支援施設で、今までグラウンドというか寮の庭だったんですが、ここと、その左下にスタッフ 8 台と書いてある駐車場と来客 6 台と、その右側に書いてある。こちらが庭にできたことによって手狭になったので、さらにその北側に建設したいというものです。建設地を太枠で囲ってありますが、右側が園庭、左側が駐車場で、さらに道路挟んだ右上に、現在借地でスタッフと送迎の 16 台の駐車場として一時利用しておりますが、工事が完了した後は、こちらの駐車場に駐車をして利用したいという申請です。14 ページは新設する駐車場と寮庭の平面図ですので、参考にご覧ください。

15 ページ、除外番号 4 ですが、事業計画者は●●さん、土地所有者は●●さん、除外申出地は信更町赤田●●、地目は田です。事業計画内容は住宅への接道の追認ですが、除外面積は 24 m²、土地改良区の受益地ではなく、土地改良事業の実施もありません。農地法は 1 種農地ですが既存施設の拡張で見込みあり、開発許可は都市計画区域外のため許可不要となっております。また、除外 5 要件は全て満たしている状況です。

説明ですが、住宅への接道として、かなり昔から舗装をして利用しているが、農用地区域への変更が必要という認識がなかったため、今回改めて申し出をするものです。16 ページの斜線部分が申出地の位置図、17 ページが現況図です。この太い部分が今回の除外申出地です。18 ページが現況の写真です。

19 ページ、除外番号 5、事業計画者は●●さん、土地所有者は●●さんの実父の●●さん、除外申出地は若穂牛島●●、地目は畑です。事業計画内容は農業後継者別棟住宅で、除外面積は 159 m²。川田土地改良区の受益地ですが土地改良事業の実施はありません。農地法は 1 種農地ですが、既存施設の拡張で転用見込みあり、開発許可は農家住宅のため許可不要となっております。また、除外 5 要件は全て満たしている状況です。説明ですが、事業計画者の父親が昨年 10 月に農家創設をし、現在自宅周辺の所有農地や借り入れ農地を合わせて 3,000 m²ほど耕作をし、ナス、サトイモ、ネギなどを栽培している。将来、両親の農業を受け継ぐため、また両親に子どもの世話を見てもらい、さらに両親の老後の面倒を見るために隣接地に住宅を建設したいというものです。既存施設が 389 m²、今回の申出地が 159 m²です。20 ページの斜線で太くなっている部分がもともとの 1

筆です。これを分筆して、さらに長方形になっている斜線の部分が今回の申出地です。21 ページは配置図です。22 ページは立面図ですので、参考にご覧いただきたいと思います。

23 ページ、除外番号 6 ですが、事業計画者は●●さん、土地所有者は●●さんの祖母の●●さん、除外申出地は吉●●、地目は畑です。事業計画内容は農業後継者別棟住宅で、除外面積は 353 m²。土地改良区の受益地ではなく土地改良事業の実施もありません。農地法は 1 種農地の集落接続で転用見込みあり、開発許可は農家住宅のため許可不要となっております。また、除外 5 要件は全て満たしている状況です。説明ですが、事業計画者は妻と子どもの 3 人で借家で生活しているが、今年 6 月に 2 人目の子どもの出産の予定があり、現在の住居では手狭となる。また、両親が 2,000 m²ほどの田と畑を耕作しているため、その農業の手伝いをするためにも隣接地に住宅を建設したいというものです。24 ページの斜線部分が申出地の位置図。25 ページは配置図です。道路から 2 m の接道を建築基準法の関係で取りまして、その奥の太枠のところ今回の申出地です。接道部分は農振農用地ではなく白地でございます。26 ページは立面図ですので、参考にご覧ください。

27 ページ、除外番号 7 ですが、事業計画者は●●さん、土地所有者は●●さん、除外申出地は入山●●、地目は田です。事業計画内容は駐車場の追認です。除外面積は 112 m²、土地改良区の受益地ではなく土地改良事業の実施もありません。農地法は 1 種農地ですが、既存施設の拡張で転用見込みあり。開発許可は都市計画区域外のため許可不要となっております。また、除外の 5 要件は全て満たしている状況です。説明ですが、転用事業者は会社役員をしており、長野市中心部で夫婦 2 人で生活している。近い将来、役員退任後の第 2 の人生を夫婦で農業を営もうと考え、まずは通いで農業をしたいと物件を購入した。住宅の庭に駐車スペースはあるが、市道との段差が 1.5m ほどあり車の乗り入れができないため、南側の隣接地を夫婦 2 台及び来客用 1 台分の駐車場として利用している。既存施設は 343 m²です。農用地区域の変更が必要という認識がなかったため、今回申出をするものです。28 ページの真ん中の斜線部分が申出地の位置図、29 ページの太枠の部分が配置図です。30 ページは現況の写真ですので、参考にご覧ください。

31 ページ、除外番号 8 ですが、事業計画者は●●さんと息子の●●さん、土地所有者は●●さん、除外申出地は津野●●、地目は畑、事業計画内容は農家住宅で除外面積が 733 m²。長野平土地改良区の受益地ですが、土地改良事業はありません。除

外5要件は全て満たしている状況です。説明ですが、転用事業者は6人家族で生活していたが、令和元年東日本台風で住宅が被災し、同じ場所へ再建しようとしたが、国道18号から赤沼公園への道路工事の協力依頼があったため、別の場所へ再建することになった。また、田畑を9,400㎡ほど耕作しており、南側の農業用倉庫は野菜の加工や梱包作業を行い、入口もトラックが入れるスペースを確保し、効率良く出荷をしたいというものです。32ページが申出地の位置図、33ページは申出地の中の配置図です。北側に農家住宅を建てて、南側に農業用倉庫を建て、そこで先出荷する野菜の加工とか梱包作業を行い、大型トラックで直接出荷ができるような計画にしたいというものです。34ページは住宅の立面図、35ページは農業用倉庫の立面図ですので、参考にご覧ください。

農振除外については以上8件ですが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただいま農政課より8件の説明いただきました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに、北部地区調査会長から1番から3番と6番、8番、お願いします。

関 地区調査会長 除外番号1番、2番、3番、6番、8番の5件につきましては、要件等を満たしており妥当と判断しましたが、6番は、これから農業後継者別棟住宅を建築する申請でございまして、現状では予定する箇所の道路付近が建築基準法で義務付けられている道路幅員に接していないという形でありますので、庭先の立派な植木のある場所に2mの接道を設置するという事で、これは残したいとか思われますので、引き続き指導等の情報をいただければと思っております。

議 長 続きます、西部地区調査会長から7番、お願いします。

岡村地区調査会長 除外番号7番は、今、事務局から説明がありましたように除外5要件を満たしており問題ありません。

議 長 続きます、南部地区調査会長から4番お願いします。

村田地区調査会長 除外番号4番ですが、地区調査会で検討した結果、周辺の農地に影響を与える恐れはないと判断しました。よって問題ありません。

議 長 続きます、東部地区調査会長から5番、お願いします。

北村地区調査会長 除外番号5番ですが、子どもさんが親の面倒を見たり、子どもの世話をしてもらいたいということで農業の後継者別棟住宅ということでもあります。要件を満たしているということで、特に問題はないと思っております。

議 長 6番について、関会長から最後にコメントを言われたけど、

いいですか。

農業政策課
小林係長
こちらは住宅建設で除外したい場所が道路から少し離れておりまして、接道の上に池があります。池の周りには立派な庭園があり、壊さないと接道にならないのですが、ここは白地なので建築基準法の方で接道を取らないと住宅が建てられないという決まりですので、建築指導課と確認して受けています。除外ができて、その後、建築基準法で引っ掛かって建てられないことになったりすると困るので、その辺は確認し、事業計画者には庭を壊して接道を取るということで了解を得ておりますので大丈夫かと思えます。

議 長
これより質疑に入ります。ただいまの地区調査会長からの報告について発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長
ないようですので、採決に移ります。議案第 119 号の除外案件 8 件につきまして、除外することが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長
全員の賛成を確認できましたので、除外案件 8 件は全て除外することが相当であると決定し、長野市長に意見を提出いたします。

続きまして、議案第 120 号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐
議案第 120 号 非農地決定について説明申し上げます。別冊 2 の 1 ページをご覧ください。番号 1 番から、21 ページの 421 番までです。農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から非農地通知交付申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映をさせます。また、農地所有者は非農地決定通知書を添付して、法務局で地目変更登記を行うことができます。表の下に集計が載っておりまして、今月ご決定いただくものは、山林が 108 筆で、面積は 42,857.86 m²、原野が 313 筆で、面積は 104,204.98 m²、合わせて 421 筆、147,062.84 m²です。件数が多いわけですが、先月、中条地区と信州新町地区全域の対象者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付したことから、まとまって申請があったためです。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長
ただいま事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 【質疑なし】
ないようですので、採決に移ります。議案第 120 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 【全員挙手】
全員賛成ですので、議案第 120 号は原案のとおり決定をいたしました。

小林事務局長補佐 続きまして、報告第 52 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 53 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、及び報告第 54 号 農地法第 4 条の規定による農用地施設（2 a 未満）の届出についての 3 件について、事務局より説明をお願いいたします。

報告第 52 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について報告申し上げます。25 ページをご覧ください。番号 64 番から、28 ページの 78 番までの 15 件です。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届けばよいことになっております。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告申し上げます。

続きまして、報告第 53 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について報告申し上げます。29 ページをご覧ください。番号 163 番から、33 ページの 180 番までの 18 件です。同じく市街化区域内の届出ですが、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告申し上げます。

続きまして、報告第 54 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出について報告申し上げます。35 ページをご覧ください。番号 1 番から 2 番の 2 件です。内容につきましては記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告を申し上げます。

以上、報告案件の 3 件について説明いたしました。よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、事務局から報告第 52 号 第 53 号 及び第 54 号について説明がありました。発言のある方は挙手をしてお願いします。

議 長 【質疑なし】
質問はないようです。報告案件ですので、ご了解をいただきますようお願いいたします。

以上で、農地法等に係る事項についての議事が終了いたしました。

次に、その他委員会業務に関わる事項の議事に移りたいと思いますが、このまま継続して、その後お昼にするということによろしいでしょうか。

【異議なし】

議長 それでは、続けて進めます。

ここからは、その他農業委員会業務に係る事項について審議をいたします。

議案第 121 号 農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬決定(案)について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 議案第 121 号 農業委員・農地利用最適化推進委員報酬改定(案)について、資料 1-1 をご覧ください。委員の皆さまには、今年度、人・農地プラン実質化に伴い、地域の会議にご参加いただきましてありがとうございます。国では、人・農地プラン実質化のための農業委員等の新たな役割が明確化され、また交付金の見直しが行われ、委員への最適化活動に対しまして、交付金の単価が引き上げになりました。長野市においても人・農地プランが本年度末で実質化されまして、新年度からプランを実践するという事で、委員の皆さんもさらに地域での活動が多くなってくると思います。2枚目のスライドにございますが、国の交付金を活用するにあたっては、条例を一部改正しなければならないということで、現在、3月議会に条例議案の一部改正を提出している状況です。1枚おめくりいただきまして、スライド3と4に、国の交付金の概要を載せてございます。こちらにつきましては、午後の研修会で活動記録簿を皆さまにお配りして、細かい部分を説明したいと思っております。国では、委員1人当たり最高年間84,000円を、活動実績に応じて交付いただけるという概要になっております。次のスライド5ですが、現行と改定案の比較ということで、農業委員と最適化推進委員の皆さまにつきましては、国の交付金が適用されますので、今まで農地パトロールやマッチングなどの市の独自の規定で支給していたものが、国の交付金を活用した形に移行するものでございます。最後のスライド6になりますが、報酬条例の整備ということで、条例の一部を抜粋してございますが、別表第3に、農業委員と推進委員の月額報酬が規定されております。その他に加算手当の報酬が加わるということで、備考の3に、新たに年額84,000円以内で市長が定める額の報酬を受けるといふ文言を新設するもので、3月議会に条例の一部改正案を提出してございます。最後のページになりますが、それに合わせまして、規則の一部改正を行うものです。現在、特別職の

給与に関する規則につきましては、市長の期末手当の部分しか記載がございませんが、今回、農業委員会の部分加わることによって、国の要綱に基づき支給するという旨を追加するものです。条例の可決に合わせて、規則の一部改正についての事務も進めております。事務局からは以上になりますが、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、議案第 121 号につきまして、事務局から説明をいただきました。

本件は、各地区調査会で説明をさせていただき、議論いただいておりますので、まず各地区調査会長から、地区の意見の報告をお願いしたいと思います。初めに、北部地区調査会長からお願いします。

関 地区調査会長　　今、説明ありました内容につきまして、北部地区調査会で説明をいただきました。今日の研修会で細かく説明があるということで、特段意見はありませんでした。なお、活動日誌がこの積算の根拠になるということなので、今までの活動をさらにきちんとした活動にしていくということを調査会では感じたところであります。

議 長 　　続きまして、西部地区調査会長、お願いします。

岡村地区調査会長　　先般の調査会の際に、事務局から説明があったわけですが、今日詳細な説明があるということで、特段質問はございませんでした。

議 長 　　続きまして、中部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長　　中部地区も同様に、理解は進んでいるというところでありませぬ。

議 長 　　続きまして、南部地区調査会長、お願いします。

村田地区調査会長　　南部調査会でも、今日、午後の研修でしっかり理解しようということでした。

議 長 　　それでは最後に、東部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長　　東部地区でも、調査会の中でこの説明がありましたが、特段異議などはありませんでした。

議 長 　　ただいま各地区調査会長から、それぞれの調査会の報告をいただきました。さらにここで皆さま方から質問、意見等ありましたら、お願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。今日、午後の研修会では制度の詳細をお伝えし、記載方法など記述的なことも含めて説明をさせていただくこととなります。また、一部の方からご意見が出ていますが、いわゆる農業委員と最適化推進委員の位置付けだとか、基本的な委員会体制をどうするかという件につきましては、令和 3 年度の農業委員会の中で、新しい農業委員会法に移行して 5 年経過する中で、課題を出し

合いながら、今後の方向付けどうするかという議論も進めていきたいと思います。今回につきましては、報酬改定という部分だけの議論で進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問がなければ採決に移らせていただきます。議案第 121 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成と確認しましたので、議案第 108 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 122 号 長野市農地流動化協力員設置基準の改正案について と、議案第 123 号 長野市農業委員会農地パトロール実施規定の改正案について の 2 件につきまして、内容に関連がありますので一括議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第 122 号 長野市農地流動化協力員設置基準の改正案と議案第 123 号 長野市農業委員会農地パトロール実施規定の改正案について説明を申し上げます。この件につきましては、農業委員と農地利用最適化推進委員の報酬改定に伴い改正するものでございますが、今月の地区調査会で説明をさせていただきましたので、細かな説明は省略をさせていただきます。

初めに、長野市農地流動化協力員設置基準の改正(案)ですが、本日お配りいたしました資料 2 をご覧ください。1 の主な改正内容ですが、(2) の改正後の農地流動化協力員の数は、農業委員、農地利用最適化推進委員を除いた 149 名以内とさせていただくものでございます。そのため(1) の設置目的を、農業委員会に関する法律及び農業経営基盤強化促進法に基づく農地等の利用の最適化の推進と農用地の利用関係の調整並びにこれらに関連する業務を行うためから、農業委員会に関する法律及び農業経営基盤強化促進法に基づく農業委員及び農地利用最適化推進委員が行う農地等の利用の最適化の推進と農用地の利用関係の調整並びにこれらに関連する業務に協力するためと改めるものでございます。また、これまで行政区ごとに人数を定めておりましたが、農業委員、推進委員と同様に、区域・ブロックごとに改め、行政区の人数は区域内で調整するものとさせていただきましたが、今回の定数は、現行の行政区内の人数から農業委員、推進委員を差し引いた人数となっております。なお、改正後は、農地流動化協力員は農業委員、農地利用最適化推進委員を兼ねる者は除かれますので、農業委員・推進委員を兼ねる農地流動化協力員の任期は本年 3 月 31 日まで

とし、翌4月1日から適用させていただくものでございます。裏面に、新旧対照表を添付しておりますので、参考にご覧いただきたいと思ひます。

次に、長野市農業委員会農地パトロール実施規定の改正(案)ですが、資料3をご覧いただきたいと思ひます。1の改正内容ですが、農業委員と推進委員の農地パトロールの活動は加算報酬に反映されるため、実施規定から支給対象を削除することが主な内容となります。このため、(2)の調査結果記録様式と実績報告書の提出は今までと同様でございますが、実績報告書に基づく日当の支給は、農地流動化協力員のみとなるというものでございます。ただし、自家用車の借上げにつきましては、これまで同様に走行距離に準じて農業委員、推進委員にもお支払いをするため、実績報告書は引き続きご提出をお願いするものでございます。施行は4月1日とさせていただくものでございます。こちらも裏面に新旧対照表を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

説明は以上となりますが、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、事務局から議案第122号と議案第123号の2件について説明をいただきました。

それでは、各地区調査会長から地区調査会でお出されました意見等について報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長からお願ひします。

関 地区調査会長 　　長野市農地流動化協力員設置基準の改正案並びに長野市農業委員会農地パトロール実施規定の改正案について、北部地区調査会で説明を受けて話し合いましたが、改正案につきましては、特段の意見はなく、この案のとおりで良いということで判断をしております。

議 長 　　続きまして、西部地区調査会長、お願ひします。

岡村地区調査会長 　　大まかにはよろしいかと思ひますけれども、その中で1点、検討してもらいたいことは、例えば長野第一を見ますと、人数19名ということになってはいますが、裏面の現行では詳細に地区ごとに出ていますので、最初からこのくくりを、別紙か何かで決めておいていただければありがたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長 　　後ほど、事務局にまとめてコメントをお聞ひします。続きまして、中部地区調査会長、お願ひします。

北村地区調査会長 　　特段意見はありません。理解されたものと思っております。

議 長 　　続いて、南部地区調査会長、お願ひします。

村田地区調査会長 　　南部も特別意見はございませんでした。

議 長 　　最後に、東部地区調査会長、お願ひします。

北村地区調査会長 東部地区でも特段意見はございませんでした。
 議 長 それでは、西部地区からいただきました意見につきまして、事務局からコメントあればお願いします。

小林事務局長補佐 岡村調査会長から発言のあった件ですが、調査会の際にそのようなご意見をいただきました。実は今回、純粋な協力員のみ
 の人数とした場合、定数1のところ農業委員、推進委員がおられますと、その地区の協力員は0ということが生じる箇所が
 何カ所かございます。そういったこともございまして、協力員
 の人数はブロックごとということで改めさせていただいた
 のですが、ご指摘のとおり、これまでの運用の中で細かく行政区
 ごとに人数を出していただいておりますので、改選期に当
 たりましては、あらかじめ農業委員・推進委員を含む人数をまず
 出しまして、そこから新たにご選任された農業委員、推進委員
 の人数を差し引いて、それぞれ行政区ごとに人数をお示しし
 ながら、地区ごとに推薦を依頼したいということで、次回の改選
 には、そのような手順でお願いしてまいりたいと思っております。
 現行の人数と変わらないということでご了解いただければ
 と思います。よろしくお願ひいたします。

岡村地区調査会長 非常に詳細にわたる説明をいただきまして、ありがとうございます。
 そのようにしていただければスムーズにいかれるかと思
 いますので、是非、そういうことで決める前に調査会として
 も標準化というか平均化を図れる、そういう土俵を作って加
 えておいていただければありがたいと思います。

議 長 調査会長からの報告、それからコメントがありましたけれど
 も、その他この議題に対する意見、質問はございませんか。

議 長 【質疑なし】

議 長 質疑がないようですので採決に移らせていただきます。採決
 は別々に行います。初めに、議案第122号を原案のとおり決定
 することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 【全員挙手】

議 長 全員の賛成の確認をしましたので、議案第122号は原案のと
 おり決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第123号を原案のとおり決定することに賛
 成の方の挙手を求めます。

議 長 【全員挙手】

議 長 全員の賛成が確認できましたので、議案第123号も原案のと
 おり決定いたしました。

事務局 岡田主事 続きまして、報告第56号 令和2年農地の賃借料の情報につ
 いてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 岡田主事 令和2年農地の賃借料情報について説明させていただきます

す。農地法第 52 条に、農地の賃借等の動向、その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする法令がございますので、それに則りまして毎年、賃借料情報として公開しているものです。令和 2 年の平均的賃借料につきましては、2 枚目のとおりとなっておりますのでご覧ください。令和 2 年版につきましては、データは令和 2 年の 1 月から 12 月分までの取引で、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借については 12 月の公告分まで、農地法に基づくものについては 12 月の総会までが対象となっております。また、令和 3 年 3 月発行の第 91 号の農業委員会だよりに掲載いたしました。なおスペースの都合上、長野市全体の平均等のみしか掲載しておりません。詳細はホームページに後日アップロードする予定ですので、そちらをご覧くださいという旨を記載しました。また、農業委員会の窓口でも、配布を行う予定です。第 17 期の農業委員会の総会での決定事項を反映して作らせていただきましたので、よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明に対して、発言がある方は挙手をして申し上げます。

塚 田 委 員 個人的な意見ですが、使用貸借権ということで別枠で掲載されていますが、使用貸借権は無償ということだと思います。畑を借りる、田んぼを借りる、果樹園を借りるという上で、平均というのは、ゼロ円も含めても平均というのが私は正解ではないかと思えます。使用貸借権は別枠で記載され、上の説明文にも使用貸借とは無償と明記されておりますが、農業を一生懸命やられている人たちは、これに関しては非常にシビアで、このデータを基に農地の貸し借りを行っていると思えます。この使用貸借権の数は平均にカウントされないと、ここ数年のデータを見ると、平均額というのがちょっとずつ上がっている傾向にあるのではないかと思えます。私は、自分に関わる農地で紹介するときには、長野市の農地流動化助成金のこともあるので、極力無償ではなく、たとえ年間 10 円でもいいから、払うような形にすれば流動化助成金でもらえるしということで、お勧めしています。できれば使用貸借権、要はゼロ円も含めた平均というのを出してもらったほうがありがたいと思えます。

竹内事務局長補佐 塚田委員のおっしゃることはそのとおりだと思います。またこの別表を見ていただきますと、畑の全市の最高額、119,800 円ということで、かなり高額になっております。農水省では、農地法の 52 条に基づいて、公表するにあたってはデータを上下カットするなどの規定がありますが、長野市農業委員会では、過去の総会等で協議を行い、決定してまいりました。このデー

タにつきましては、既に発行の農業委員会だよりに平均値を掲載しておりますので、令和3年度の貸借情報に向けて、データのとり方、集計の仕方など国の基準や他市の農業委員会の情報を参考に、皆さんと話し合いながら決めていきたいと思っております。

塚 田 委 員 長
議

よろしく申し上げます。

先ほどの説明資料で、17期においては、24回総会に同じような議論をして、ここにある四つの項目でレベル合わせをしたということです。いずれにしても、それぞれのときの情勢によって受け止め方、それから取り上げ方あると思いますので、改めてまた議論させていただくということで進めさせていただきます。他ございますか。よろしいですね。

それでは、報告第56号 令和2年度農地賃借料情報については報告事項ですので、ご理解いただいたということでまとめさせていただきます。

以上を持ちまして、本日予定されておりました議事及び報告事項はすべて終了となりました。進行にご協力いただきありがとうございました。これで私は降壇させていただきます。

曾 根 会 長 代 理

青木会長、議長の役、大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。

以上で第13回総会を終了といたします。大変お疲れさまでした。